

飲酒に絡む事案等に対する罰則の強化

- キルギスでは法律が改正され、2019年1月1日より「公共の場における飲酒」や「酔った状態で公共の場に出る行為」は、5,500ソムの罰金となりました。
- また、「暴力行為を伴う公共の秩序違反」は、最大80,000ソムの罰金となりました。酔って路上で騒ぎを起こした場合、これらの罰金を科されるおそれがありますので、十分注意してください。

キルギスでは、「行政責任に関するキルギス共和国の法律」が廃止され、2019年1月1日より、「違法行為に関するキルギス共和国法」、「軽犯罪に関するキルギス共和国法」等が施行されました。

前者第81条において、公共の場（路上、スタジアム、公園、公共交通手段内、その他公共の場所等）における飲酒が禁止されるとともに、酔った状態で公共の場に出る行為も禁止されました。違反すると、個人の場合5,500ソム（約8,800円）、法人の場合（※1）17,000ソム（約27,200円）の罰金が科されます。

また、後者第119条において、暴力や有形力を伴う脅迫等による公共の秩序違反行為、社会行動規範違反行為が禁止され、違反すると、60,000ソム（約96,000円）から80,000ソム（約128,000円）の罰金が科されます。

酔って路上で騒ぎを起こした場合、あるいは喧嘩に巻き込まれた場合、これらの罰金を科されるおそれがあります。過日、在留邦人の方による類似事案が発生しています。在留邦人の皆様、十分にご注意ください。

注：※1

法人と契約している者、法人の利益のために稼働している者等が、自身の行為につき違法性を認知している、あるいは認知し得る状況にあった場合、同法人に罪があるとみなされる。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り16番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>